

# 「大阪いのち輝くスポーツプロジェクト（OSAKA NEXPO 2024）」の実施にかか る企画・運営等業務企画提案募集要項

## 1 事業趣旨

大阪いのち輝くスポーツプロジェクト実行委員会（※1）（以下「実行委員会」という。）では、大阪都市魅力創造戦略2025、第3次大阪府スポーツ推進計画（※2）並びに第2期大阪市スポーツ振興計画（※3）に基づき、大阪府及び大阪市が有するスポーツ資源を有効に活用し、2025年に開催される「2025年日本国際博覧会」（以下「万博」という。）の認知・理解度を高め、来場促進につなげる機運醸成を行うとともに、万博を契機として、若年層を含め誰もが楽しめるスポーツツーリズムを展開することで、大阪に多くの人を呼び込み、スポーツを中心とした大阪の都市魅力の向上・地域活性化を図り、万博の「いのち輝く」をテーマとしたスポーツ都市大阪の形成を目的に「大阪いのち輝くスポーツプロジェクト（OSAKA NEXPO 2024）」を実施します。

※1 大阪いのち輝くスポーツプロジェクト実行委員会は、大阪府、大阪市、公益財団法人大阪観光局で構成

※2 「第3次大阪府スポーツ推進計画」では、万博やSDGsの視点を盛り込み、大阪の魅力的なスポーツ資源を最大限に活用し、スポーツツーリズムの推進やスポーツによる健康づくり等に重点を置いて、「スポーツ楽創都市・大阪～スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪～」の実現をめざしています。

※3 「第2期大阪市スポーツ振興計画」では、万博を見据え、スポーツ資源や地域の魅力も活用して、インバウンドを含む多くの観光客を呼び込むことにより、健康と生きがいを創出するスポーツに楽しめる都市としての都市ブランドの形成を通じて、さらなる都市魅力の向上をめざしています。

本事業は「令和6年度大阪府一般会計予算」及び「令和6年度大阪市一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。

予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しませんので、あらかじめご了承ください。

## 2 業務名称

「大阪いのち輝くスポーツプロジェクト（OSAKA NEXPO 2024）」の実施にかか  
る企画・運営等業務（以下「本件委託業務」という。）

## 3 開催場所

若年層を中心に多くの集客が見込まれる大阪市域のエリア（梅田、難波、心斎橋、天王寺など）及び大阪市以外の府域のエリア（万博記念公園、関西国際空港、府内市町村のアーバンスポーツ施設など）

## 4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 5 契約上限金額

96,280,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

実施場所や関係先との調整の上で実施していく必要があるため、予算の範囲内でイベント、広報内容の変更等を求めることがあります。その際は実行委員会と協議・調整のうえ、決定します。

## 6 委託業務内容

「大阪いのち輝くスポーツプロジェクト（OSAKA NEXPO 2024）」の事業全般にかかる企画及び運営等業務

- ア 若年層を中心に多くの集客が見込まれる大阪市域のエリアや大阪市以外の府域のエリアにおいて、府市が有するスポーツ資源や集客イベント等を活用し、万博への認知・理解度を高め、来場促進につながる機運醸成を行うとともに、スポーツツーリズムを展開することで、スポーツを中心とした大阪の都市魅力の向上・地域活性化を図るイベントの企画・運営等業務
- イ イベント内容に係る調整（会場調整、制作、キャストイング）、広報、運営管理、警備など事業全般に係る業務
- ウ その他付帯業務

## 7 契約締結について

本件委託業務に係る企画提案（以下「本件企画提案」という。）の募集に応じた者（以下「応募提案者」という。）のうち、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を経て、最も優れた企画を提案した者（以下「最優秀提案事業者」という。）と契約条件を協議の上、実行委員会において決定し、契約を締結します。

## 8 企画提案概要

- (1) 若年層を中心に多くの集客が見込まれる大阪市域のエリア及び大阪市以外の府域のエリアでのスポーツ体験イベントについて

（提案事項）

- 府市が有するスポーツ資源を活用し、万博への来場促進につながる機運醸成やスポーツツーリズムの推進に寄与する工夫を行い、スポーツを中心とした大阪の都市魅力の向上・地域活性化を図るスポーツ体験イベントを提案してください。
- 若年層を中心に多くの人をひきつける、バーチャルスポーツやアーバンスポーツ等の多様なスポーツコンテンツとしてください。
- 提案するスポーツ体験イベントは、次のエリアにおいて実施することとし、いずれも集客につながる魅力的なイベントとしてください。
  - ・大阪市域のエリア（5か所程度）
  - ・大阪市以外の府域のエリア（5か所程度）

（提案にあたっての留意事項）

- ・提案にあたっては、イベント名称を「OSAKA NEXPO 2024（おおさかネクスポ 2024）」とし、イベント内容を明記してください。会場については、提案時に必ずしも確保を求めません。
- ・提案にあたっては、これまでにない発想も取り込み企画してください。
- ・入場料及び体験コンテンツの体験料は原則徴収しないこととするが、事業の効果を高めるため、委託料とは別に財源確保（有料コンテンツの設置、キッチンカーによる飲食販売、記念品の制作販売等）を行うなど、工夫を凝らした事業も積極的に検討してください。
- ・事業費については、大阪市域エリアと大阪市外の府域エリアとで同額程度になるようにすること。
- ・イベント全体で延べ4万人以上の来場者を目標とし、各会場ごとの集客目標を設定してください。

- ・実施するイベントは、提案内容をもとに、実行委員会と協議・調整のうえ、決定します。  
その際、予算の範囲内でイベントの追加、変更等を求めることがあります。

## (2) 戦略的な広報活動について

### (提案事項)

- 府民をはじめ、国内外の方に知っていただくとともに、万博への来場促進につなげる機運醸成やスポーツツーリズムの推進に寄与する工夫のある効果的な広報計画（媒体、時期、頻度等）を提案してください。

### (提案にあたっての留意事項)

- ・イベント全体で延べ4万人以上の来場者を目標とし、その達成に向けた戦略的な広報計画を提案してください。
- ・メディアへの事前告知やチラシ・ポスター等の広報媒体の作成・配布、SNS、ブロガーなどの積極的な活用方策について、具体的なものを提案してください。
- ・企画提案時に、ポスター等の作成、提出は不要です。

## (3) 運営体制等について

### (提案事項)

- 事業実施にあたって、具体的な運営体制を提案してください。

### (提案にあたっての留意事項)

- ・契約締結後、実行委員会と十分な協議・調整を行い、事業を実施してください。
- ・イベント協賛等を獲得できるよう効果的な取組みも検討してください。

## (4) 企画提案上限金額

96,280,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

- ・会場費（設備費含む）が必要な場合は、会場費を含めた96,280,000円により、本事業の企画・運営等を行ってください。
- ・なお、会場は契約締結後、実行委員会と協議の上、決定します。

## 9 スケジュール

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| ○ 公募開始               | 2月28日（水）                 |
| ○ 説明会参加申込書提出期限       | 3月5日（火）正午（必着）※電子メールのみ    |
| ○ 説明会                | 3月6日（水）午後2時～             |
| ○ 質問の提出締切            | 3月13日（水）午後5時（必着）※電子メールのみ |
| ○ 質問に対する回答           | 3月18日（月）                 |
| ○ 提案書等の提出期限          | 3月28日（木）午後3時（必着）※持込みのみ   |
| ○ 選定委員会（プレゼンテーション審査） | 4月上旬頃                    |
| ○ 審査結果通知等            | 4月中旬頃                    |

## 10 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であることとします。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員について該当する必

要があります。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
  - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税、市（町村）税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税、市（町村）税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからエのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
  - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
  - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
  - エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- (8) 府又は大阪市を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関

し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

## 11 失格事項

応募提案者が次のいずれか 1 つに該当する場合は失格とします。応募提案者が最優秀提案事業者に決定した後、契約締結までの間に次のいずれか 1 つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採用します。

- (1) 資格を満たさなくなった場合若しくは資格を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 2 つ以上の提案を提出した場合（応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含む。）
- (4) 契約上限金額を超える額の応募金額提案書を提出した場合
- (5) 本件企画提案の審査（審査委員によるプレゼンテーション審査）の時刻に出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (7) 「実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」に違反した場合
- (8) 提出期間内に応募書類等が提出されなかった場合

## 12 説明会の実施

本件の募集に係る説明会を次のとおり開催する。応募を検討している者はできる限り出席すること。

- (1) 開催日時  
日 時 令和 6 年 3 月 6 日（水）午後 2 時から（受付開始 午後 1 時 30 分）  
場 所 大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 9 階  
大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課 会議室  
※参加者は、募集要項、仕様書、様式を持参すること。
- (2) 申込方法  
ア 申込方法  
・「大阪いのち輝くスポーツプロジェクト（OSAKA NEXPO 2024）」の実施にかかる企画・運営等業務説明会参加申込書（別紙様式 1）を下記 1 3 の提出先まで電子メールで提出すること。  
※電話、ファクシミリによる申込みは受け付けない。  
※「件名」に「【説明会参加申込：大阪いのち輝くスポーツプロジェクトプロポーザルについて】」と記載して送付すること。  
・参加にあたり、障がい等により配慮を希望する者は、参加申込書のその他の欄にその旨を記載すること。  
・送信後、必ず、到着の有無を下記 1 3 の提出先まで電話で確認を行うこと。  
イ 受付期間  
**令和 6 年 3 月 5 日（火）正午まで《必着》**  
・参加者は会場の都合により、応募者 1 者につき 2 名までとする。  
ウ その他  
・説明会については、下記 1 3 の提出先まで問い合わせること。  
・実施日時、実施場所、時間等について、変更する場合がある。

## 13 質問の受付

(1) 質問受付期間

令和6年3月13日(水)午後5時まで《必着》

※受付期間外の質問は、理由の如何を問わず受け付けません。

(2) 提出方法

ア 質問は「質問票」(別紙様式2)により、電子メールのみ受け付けます。電話、ファクシミリでの質問は一切受け付けません。

イ 複数の法人による共同企業体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて送信してください。

ウ 電子メールの「件名」に「【質問】事業プロポーザルについて」と明記して送付してください。

エ 質問の送信後は、必ず到着の有無を電話で実行委員会事務局にお問い合わせください。

(3) 質問提出先

大阪いのち輝くスポーツプロジェクト実行委員会事務局  
(大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課内)  
メール [sportsshinkopropo@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:sportsshinkopropo@gbox.pref.osaka.lg.jp)  
電話 06-6210-9308(直通)

(4) 質問の回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、令和6年3月18日(月)中に、大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課ホームページに掲載します。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sportsshinko/inochikagayaku2024/index.html>

## 14 提案にかかる応募書類及び提出方法

(1) 応募書類及び提出部数

【応募書類】

ア 企画提案応募申込書(別紙様式3:正本1部)

イ 提案書表紙(別紙様式4-1:正本1部、別紙様式4-2:副本16部)  
提案書(別紙様式5:正本1部、副本16部)

ウ 応募金額提案書(別紙様式6:正本1部、副本16部)

エ 業務実績申告書(別紙様式7:正本1部、副本16部)

※共同企業体(この事業を目的として構成された共同企業体)での応募の場合は、上記ア～エに加え、次の①～④の書類も併せて提出:各1部

① 共同企業体届出書(別紙様式8)

② 共同企業体協定書(別紙様式9)

③ 委任状(別紙様式10)※構成員が支店等の場合のみ

④ 使用印鑑届(別紙様式11-1)※代表構成員が代表取締役の場合  
使用印鑑届(別紙様式11-2)※代表構成員が受任者の場合

オ 誓約書(参加資格関係)(別紙様式12)

誓約書(暴力団関係)(別紙様式13)

【添付書類】

※共同企業体(この事業を目的として構成された共同企業体)で企画提案する場合は、添付書類ア～エは、共同企業体すべての構成員について提出してください。

ア 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

イ ① 法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

- ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
  - ・個人の場合に提出してください。
  - ・発行日から3カ月以内のもの
  - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
  - ・個人の場合に提出してください。
  - ・発行日から3カ月以内のもの
  - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
  - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
    - ・大阪府域に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
  - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
  - ③ 大阪市域内に事業所がある場合、2月末時点において納期が到来している、大阪市税に係る徴収金を完納していることがわかる納税証明書または領収書
- エ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
  - ① 貸借対照表
  - ② 損益計算書
  - ③ 株主資本等変動計算書
- (2) 応募書類の返却
 

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。  
 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (3) 応募書類の不備
 

応募書類に不備があった場合、審査の対象とならないことがあります。
- (4) その他
  - ・応募は1者1提案とします。（共同企業体として参加する場合を含む）
  - ・応募書類はモノクロ（白黒）、カラーどちらでも可。
  - ・「正本」「副本」それぞれを1部ずつA4ファイルに綴って提出してください。
  - ・「正本」については、表紙及び背表紙には「提案事業タイトル」と「提案団体名」を記入してください。
  - ・「副本」については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容を記入しないでください。（表紙及び背表紙含む）
  - ・応募に要する経費はすべて応募者の負担とします。
  - ・提出時には一切の質問に応じません。
  - ・提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認められません。  
 （実行委員会事務局が補正等を求める場合を除きます）。
  - ・応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。
- (5) 提出方法
 

実行委員会事務局への持ち込みのみとします。（郵送等による提出は認めません）  
※提出にあたっては、必ず事前に提出日時を電話で連絡してください。
- (6) 提出期限
 

令和6年3月28日（木）午後3時まで
- (7) 提出先
 

大阪いのち輝くスポーツプロジェクト実行委員会事務局

(大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課内)

住 所 大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府咲洲庁舎 37 階

電 話 06-6210-9308 (直通)

## 15 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーションにおいてパワーポイント等を使用される場合は、事前に連絡をしてください。パワーポイントに企業名等が表示されないようにしてください。プロジェクター、スクリーン等の機材は、実行委員会が準備します。

ウ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果 100 点満点中 60 点以下の場合は採択しません。なお、審査は非公開とし、審査内容に係る異議や質問は一切受け付けません。

エ 最優秀提案事業者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

### (2) 審査基準

次の審査基準及び配点に基づき採点します。

審査項目	配点	審査内容・着眼点
若年層を中心に多くの集客が見込まれる大阪市域のエリア及び大阪市以外の府域のエリアでのスポーツ体験イベントに係る企画及び運営業務	提案内容 50 点	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業趣旨・内容に対する理解・知識はあるか</li><li>・万博への来場促進につなげる機運醸成やスポーツツーリズムの推進を実施できる企画力（集客力・話題性・キャスティング能力等）はあるか</li><li>・万博への来場促進につなげる機運醸成の工夫があり、大阪のスポーツ資源を活用した集客力の高いイベントとなっているか</li><li>・若年層を中心に多くの人をひきつける、バーチャルスポーツやアーバンスポーツ等の多様なスポーツコンテンツが盛り込まれているか</li><li>・府民及び来阪者に楽しんでもらえる魅力あるイベントとなっているか</li></ul> <p>(大阪市域エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・若年層に訴求力のある音楽イベントやその他発信力のあるイベントと連携したイベントとなっているか</li><li>・より多くのイベントの実施回数となっているか</li></ul> <p>(大阪市以外の府域エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・アーバンスポーツを中心に、パリ五輪選手や国内外の一流選手、大阪にゆかりのある選手等の起用やコンテンツなど、集客につながるイベントとなっているか</li><li>・地元市町村と連携し、広報や集客等、効果的なイベントとなっているか</li></ul>
	実現性 15 点	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案内容は、事業費全体の規模からみて妥当であるか</li><li>・提案内容（特にトップアスリートの起用、万博への来場促進につなげる機運醸成等）は実現可能で、具体性があるか</li><li>・集客見込みは妥当であるか</li></ul>

戦略的な広報活動	20点	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる広報媒体を活用した効果的・効率的な広報戦略となっているか</li> <li>国内外の誘客につながるよう、広くメディアに取り上げられるような具体的な工夫があるか</li> <li>独自に作成予定の広報媒体やWEBサイトが魅力的であり、ターゲットに届くものであるか</li> <li>万博への来場促進につなげる機運醸成やスポーツツーリズムの推進に寄与する工夫があるか</li> </ul>
運営体制等	10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間、地域、ボランティア等と連携を図りながら事業を確実かつ安全、円滑に遂行できる運営体制が確保されているか</li> <li>事業実施に必要な実行力（実績、ノウハウ、財政的基盤等）はあるか</li> </ul>
価格点	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格点の算定式 満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格</li> </ul>
合計	100点	

### (3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募提案者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課ホームページにおいて公表します。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sportsshinko/inochikagayaku2024/index.html>

ただし、応募提案者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

（品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額）

②全応募提案者の名称（申込順）

③全応募提案者の評価点（得点順 内容は①に同じ）

④最優秀提案事業者の選定理由（講評ポイント）

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

### (4) 審査対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

ア 事業者選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 16 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と協議を行い、実行委員会で決定の上、契約を締結します。

(2) 採択された提案については、採択後に実行委員会と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。ただし、実行委員会と協議のうえ、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合は、概算払をすることができるものとします。

(4) 契約に際して、大阪府暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する暴力団員又は暴力団密接

関係者でない旨の誓約書（様式 12）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、実行委員会は契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府または大阪市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行委員会に寄託しなければならない。

イ 本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間で2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しない恐れがないと認められる場合。

## 17 その他

応募提案にあたっては、「実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得」を熟読し遵守してください。